

令和4年度 石狩市教育委員会会議（8月定例会）会議録

令和4年8月30日（火）

開会 13時30分

市役所本庁舎 第2委員会室

○委員の出欠状況

委員氏名	出席	欠席	備考
教育長 佐々木 隆 哉	○		
委員 門 馬 富士子	○		教育長職務代理
委員 松 尾 拓 也	○		
委員 根 本 壽 夫	○		
委員 坪 田 清 美	○		

○会議出席者

役 職 名	氏 名
生涯学習部長（兼文化財課長）	蛭 谷 学 俊
生涯学習部理事	西 田 正 人
生涯学習部次長（教育指導担当）	高 橋 真
総務企画課長	東 薫
学校教育課長	森 本 栄 樹
教育支援課長	鈴 木 昌 裕
市民図書館副館長	岩 城 千 恵
社会教育課長（兼公民館長）	斉 藤 晶
学校給食センター長	櫛 引 勝 己
浜益生涯学習課長	開 発 克 久
総務企画課総務企画担当主査	鎌 田 晶 彦
総務企画課総務企画担当主任	西 山 知 子

○傍聴者 1名

議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 議案審議

議案第1号 令和5年度に使用する小学校用教科用図書の採択について

議案第2号 令和5年度に使用する中学校用教科用図書の採択について

議案第3号 令和5年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について

日程第3 教育長報告

日程第4 協議事項

① 教育委員会の点検・評価について(令和3年度実施分)(継続協議)

日程第5 報告事項

① 令和4年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に係る同意について

② 石狩市教育委員会所属の会計年度任用職員の逮捕について

日程第6 その他

日程第7 次回定例会等の開催日程

開会宣告

(佐々木教育長) ただ今から、令和4年度教育委員会会議8月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名

(佐々木教育長) 日程第1 会議録署名委員の指名ですが、坪田委員にお願いいたします。

日程第2 議案審議

(佐々木教育長) 日程第2 議案審議を議題といたします。

議案第1号 令和5年度に使用する小学校用教科用図書の採択について

(佐々木教育長) 議案第1号「令和5年度に使用する小学校用教科用図書の採択について」提案願います。

(森本課長) 議案第1号について説明申し上げます。議案の1頁をご覧ください。「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第14条の規定により、政令で定める4年間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされております。

現在、市内小学校及び義務教育学校前期課程で使用している小学校用教科用図書につきましては、令和元年に、本市を含む石狩管内7市町村で構成する「第一地区教科用図書採択教育委員会協議会」で選定され、市教委で採択された教科用図書を、令和2年度から使用しております。

令和5年度に使用する小学校用教科用図書については、議案の一覧のとおり、令和4年度に使用しているものと同様の教科用図書が「第一地区教科用図書採択教育委員会協議会」で選定されたことから、採択をお願いするものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(佐々木教育長) ただ今、提案説明のありました議案第1号について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(松尾委員) 確認したいのですが、見直しするのはいつでしょうか。

(森本課長) 先ほどご説明したとおり4年間同じ教科書を使うということで、この前につきましては、令和元年度に見直しされて令和2年度から令和5年度の4年間使うこととなっております。小学校用教科用図書の見直しにつきましては、来年度行います。

(松尾委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他にございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長) 他にご意見等がないようですので、議案第1号について、原案どおり可決ということで、よろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、議案第1号について、原案どおり可決しました。

議案第2号 令和5年度に使用する中学校用教科用図書の採択について

(佐々木教育長) 議案第2号「令和5年度に使用する中学校用教科用図書の採択について」提案願います。

(森本課長) 議案第2号について説明申し上げます。議案の2頁をご覧ください。議案第1号と同様に、中学校用教科書図書についても、4年間、同一の教科用図書を採択することとされております。

現在、市内中学校及び義務教育学校後期課程で使用している中学校用教科用図書につきましては、令和2年に、本市を含む、石狩管内7市町村で構成する「第一地区教科用図書採択教育委員会協議会」で選定され、市教委で採択された教科用図書を、令和3年度から使用しております。

令和5年度に使用する中学校用教科用図書については、議案の一覧のとおり、現在使用しているものと同様の教科用図書が「第一地区教科用図書採択教育委員会協議会」で選定されたことから、採択をお願いするものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(佐々木教育長) ただ今、提案説明のありました議案第2号について、ご意見、ご質問等ありませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長) ご意見等がないようですので、議案第2号について、原案どおり可決ということで、よろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、議案第2号について、原案どおり可決しました。

議案第3号 令和5年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について

(佐々木教育長) 議案第3号「令和5年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」提案願います。

(森本課長) 議案第3号について説明申し上げます。議案は3頁から5頁、別添2に「一般図書」の一覧を掲載しております。

学校教育法附則第9条に規定する教科用図書とは、いわゆる特別支援学級において使用する教科用図書であり、これらについては、学校教育法第34条第1項の規定により、「文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない」と規定されております。

しかし、特別支援学級の児童生徒は、学校教育法附則第9条により、他の教科用図書を使用することができるとされており、文部科学省では、教科用図書の採択基準を示しており、「第一地区教科用図書採択教育委員会協議会」で選定された、議案第3号に掲げる1の「小学校用及び中学校用教科書図書として採択した文部科学省検定済教科書及び下学年用並びに同一内容の拡大教科書」、2の「文部科学省著作教科書」、3の「一般図書」を、「教科用図書」として採択をお願いするものであります。

なお、この3の「一般図書」については、北海道教育委員会が作成した「令和5年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書採択参考資料」に登載された中から採択することとなっており、昨年の「採択参考資料」に登載された338点の図書から5点が廃刊になり、新たに追加された6点の図書を加え、合計339点が北海道教育委員会の採択参考資料に搭載されております。

今回新たに追加された6点の図書については、図書名の先頭部分に黒い星印を付けてありますのでご確認ください。この新たに追加になった6点の図書につきましても、令和4年8月3日に開催された「第一地区教科用図書採択教育委員会協議会」において、協議を行った結果、「教科用図書」として使用することが承認されております。

よろしくご審議賜りますよう、よろしく申し上げます。

(佐々木教育長) ただ今、提案説明のありました議案第3号について、ご意見、

ご質問等ありませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長) ご意見等がないようですので、議案第3号について、原案どおり可決ということで、よろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、議案第3号について、原案どおり可決しました。

日程第3 教育長報告

(佐々木教育長) 次に、日程第3「教育長報告」を議題といたします。8月定例会の教育長報告につきましては、お手元にお配りをしてございます資料をご覧ください、報告に代えさせていただきます。ご質問等がございましたらお願いします。

(門馬委員) 8月5日の「北海道公立学校教員採用選考検査の面接」についてお聞きします。こちらは教育長が面接官におなりになったのでしょうか。

(佐々木教育長) はい。そのとおりです。

(門馬委員) この面接官は一定基準で選ばれた人たちでしょうか。今回、全道の教員志望者全員の面接を行ったのでしょうか。

(佐々木教育長) この日に全道の試験会場で分かれて一斉に面接をしています。私が面接を行った会場は札幌西高校で、面接する部屋が10から15くらいありました。そこに道教委の方とそれ以外の私のような立場の者の2人一組で面接をするというような形でした。

(門馬委員) こちらの面接は毎年ありますか。

(佐々木教育長) はい。この面接は毎年あります。これまでは都合がつかずにお断りしておりました。

(門馬委員) この面接官は道内の全市町村の教育長が対象でしょうか。

(佐々木教育長) はい。そのとおりです。教育委員でも可ということですが、ただ、今回は教育委員の方は来ていなかったかもしれません。教育長でも別に全員が来ているわけでもありません。

(門馬委員) この面接官の人数は、市町村から1人から2人ということでしょうか。

(佐々木教育長) できれば各市町村から1人出席してくださいとお願いがきますが、日程が合わなければお断りしています。

(門馬委員) 教育長報告で掲載されているのを初めて見たような気がします。

(佐々木教育長) 今まではこの面接に出ていなかったのですね。

(門馬委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他にございませんか。

(松尾委員) 8月19日の「市議会建設文教常任委員会」では、どのような質問がありましたか。

(蛭谷部長) 本日の会議においても報告案件ではありますが、教育委員会所属の会計年度任用職員の逮捕について報告いたしました。

当該職員が本市教育委員会の業務において、今回、該当となった類似の事案の案件の有無、当該職員から実際にカウンセリング等を受けていた場合における今後の引継ぎ状況、当該職員が実際に行っていたカウンセリング件数についてご質問をいただきました。

(松尾委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他にございませんか。

(門馬委員) 7月29日に「石狩管内公立高等学校配置計画地域別検討協議会」が

行われていますが、この会議の中で本市の中学生に関係あるような内容はありましたか。

(佐々木教育長) 今回は令和4年度の第2回目で、第1回目は石狩管内全体の公立高校の間口数が出てきまして、第2回目は具体的な高校の名前が出てきました。

令和5年度から令和6年度については、札幌近郊での特別な動きはないということでした。ただ、今春の入試で定員割れして学級減になっている高校がありまして、そういう高校については間口が減るかもしれないという説明がありました。

(門馬委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他にご質問等ありませんか。

(松尾委員) ただ今の件について具体的な高等学校の学校名は、あがっていましたか。

(佐々木教育長) 学級減になった学校は、札幌丘珠高校、札幌南陵高校、札幌あすかぜ高校、札幌白陵高校、北広島西高校です。

(松尾委員) 考え方としては間口の充足数というのも、今後、道教委のほうで検討する際の材料として見ていくというような意味合いでしょうか。

(佐々木教育長) 道教委はそこまではっきりとは言っていないのですが、ただ、用意した間口が全然埋まらなかったわけですから、その部分を維持しておく必要はないという意味だろうと理解いたしました。

令和7年度についても札幌近郊での予定はないということでした。

令和8年度以降は、4年間で10学級前後の中卒者が減少することなので、札幌市立高校の再編計画も踏まえながら、今後、検討が必要になると思いますという話がありました。

(松尾委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他にご質問等ございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長) ご質問等がないようですので、教育長報告について了承ということによろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、教育長報告について了承をいただきました。以上で、日程第3 教育長報告を終了します。

日程第4 協議事項

(佐々木教育長) 次に、日程第4 協議事項を議題とします。協議事項①教育委員会の点検・評価について、事務局から説明をお願いします。

(東課長) 協議事項①についてご説明をします。

点検・評価報告書につきましては、本年6月に第1案をお示しし、ご指摘等を踏まえ、修正案につきまして継続協議という形で7月定例会に改めてお示しをしまして、再度、委員の皆様からご意見やご指摘をいただいたところであり、それらを踏まえるとともに、事務局内部においても今一度、内容の見直しを行い、今回の修正案を作成しております。

資料をお手元にお配りしております。本案では資料の2頁目、『教育委員会の活動状況について』の『1 コロナ禍における教育活動について』の中に朱書きのとおり文言等を加筆修正したほか、『2 教育委員会の活動状況』の『(1) 教育委員会会議の状況』の中に『校則の見直し』に関する記述を追記させていただいております。

また、6頁の『3 教育に関する事業の点検及び評価』のほうにおきましては、上段のイメージ図を微修正したほか、『(2) 点検・評価の対象と評価基準について』、一部の朱書きの部分を加筆させていただいております。8頁以降の各所管における報告書につきましては、プラン作成時の指標が現行の実績と馴染まないものについては、扱いを変更する旨の記述をしたもの、また、実施した事業の具体的な内容を追記したもの、そして、用語の注釈を加えたものなど、それぞれ朱書きで記載をしております。

今後のスケジュールについてですが、本日の会議において本案をご了解いただけましたら、10月に予定をしております外部評価委員会の開催に向けて日程調整などの諸準備を進めて参りたいと考えております。

私からは以上でございます。

(佐々木教育長) ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

(松尾委員) ご説明いただいたように当初の原案からいろいろ取組をいただきまして、非常に見やすく、そして、わかりやすくなったと思います。ありがとうございます。

1点だけ少し違和感があるので申し上げさせていただきます。

まず、19頁について前回も触れたと思いますが、取組の『(1) 学校施設長寿命化計画の策定』で、その下の取組の成果等、方向性も全部策定と記載されています。当初、計画が策定になっていたと思いますが、策定は過去に終わっていて、今後はこれをどう実施をしていこうかという段階に入っている中、ずっと策定のまま残るとするのは違和感があると思います。

もし、よろしければ策定及び実施という名称で、整理をしたほうが良いと思います。

以上です。

(東課長) 取組欄のところの表示を一部加筆するというようなイメージで捉えてよろしいでしょうか。

(松尾委員) はい。そのとおりです。

(東課長) そうなりますと、プランで掲げているテーマと名称が変わる可能性がありますので、その取組の名前はそのままにして、例えば、注釈を取組の成果等のところに追記、もしくはどこか別なところに追記することで対応するというものでいかがでしょうか。

(松尾委員) そこまでプランの作成時に思いが至らず、我々も申し訳ないと思います。しかし、すでに策定は終わっていますので、こちらの策定のままで残っていること自体に違和感があります。

(東課長) そもそもプラン自体も教育委員の皆様にご同意をいただいて作成しているものですので、そのご意見ということで、ただ今ご指摘のあった部分を取組のところに追加する形で対応させていただきたいと思います。

(佐々木教育長) それでは、策定及び実施ということで、追記をするということになりますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(門馬委員) 結局、プランは策定で終わっているわけですね。それで、途中で「及び実施」と加えるということになるわけですね。どこかに注釈を入れたらいかがでしょうか。

最初はプランでは策定となっていますが、実際にそれが進んで計画が進み、現在、実施にまで至っているという文言が良いかどうかわかりませんが、何かそういったことの注釈を付けておけば、整合性が取れないという問題は解決すると考えますが、いかがですか。

(松尾委員) 本来、元々策定を目標にしていたのですが、先にもうできて、さらに実施まで至っているということで進んでいるということですね。

(門馬委員) そういうことですね。

(松尾委員) ある意味こういう言い方が適切かどうかわかりませんが、胸を張ってきちんと表現して良いと私は理解しております。

(東課長) ただ今の門馬委員のアドバイスを踏まえまして、見やすいところに注釈を加えたいと思います。アドバイスをいただきましてありがとうございます。

(門馬委員) むしろ教育委員会は進んで仕事をし、計画より進んでいるということを示すべきだと思います。

(佐々木教育長) 策定及び実施という追記をして、追記するに至った経緯を注釈として記載するということがよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) それではそのようにお願いいたします。
他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(門馬委員) 3頁の一番上のパラグラフに朱書きの『校則の見直し』については、現在、文科省が盛んに行っていることです。それを我々は、1年前倒しして、手をつけ始めたということで、石狩市教育委員会としては誇って良いと思いまし

た。

(佐々木教育長) ありがとうございます。
他にご質問等ございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長) ご質問等がないようであれば、協議事項①については、一部修正の上、了解ということによろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、協議事項①については、一部修正の上、了解しました。

以上で、日程第4 協議事項を終了します。

日程第5 報告事項

(佐々木教育長) 次に、日程第5 報告事項を議題といたします。
報告事項①令和4年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に係る同意について事務局から説明をお願いします。

(高橋次長) 令和4年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に係る同意について報告いたします。

平成26年度の本調査の実施要領から調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であるということが明記されております。そのことに基づいて、道教委が作成する令和4年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」につきまして、昨年同様に市町村別結果の掲載に同意するので、回答いたしましたことを報告いたします。

なお、道教委が作成する報告書につきましては、本年12月を目途に公表予定となっております。

(佐々木教育長) ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長) 質問等がないようですので、報告事項①を了解ということでもよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、報告事項①を了解しました。

次に、報告事項②石狩市教育委員会所属の会計年度任用職員の逮捕について事務局から説明をお願いします。

(鈴木課長) 私から報告事項②について提出資料に沿って説明を申し上げます。

1 番目、『事実の概要について』、今年 2 月に自身が経営するカウンセリングオフィスで、20代の女性に対してわいせつ行為をした疑いがあるとして、札幌市南区在住の元大学准教授佐々木智城氏が 8 月 3 日に逮捕されたとの報道発表がございました。

2 番目、『市教育委員会における勤務状況等について』、佐々木氏は、平成29年 4 月から石狩市教育委員会カウンセラー、身分は会計年度任用職員として任用され、1 週間に 1 回、市教育委員会教育支援課に勤務し、小中学校の児童生徒及び保護者のカウンセリングに従事していました。

市教育委員会は、本年 6 月 3 日に本人から、自ら行った行為に関して、現在警察から準強制わいせつ罪の疑いで取り調べを受けており、辞職したい旨の申し出がありましたが、その後の状況によっては、職員としての懲戒処分の必要性もあることから、現在、本人からの辞職の申出について、その取り扱いを保留にしている状況にあります。

また、本人からの状況の報告を受ける中で、本市の業務に関連して今回と同様な行為をしたことはないか本人へ確認をしたところ、そのような行為は行っていないことを確認しております。なお、このような本人からの報告を受け、市教育委員会としましては、6 月以降本人を勤務させない対応を取っていました。

3 番目、『今後について』、市教育委員会に勤務する職員がこのようなことで逮捕されたことは誠に遺憾であり、今後、捜査の状況を踏まえ厳正に対処していくという考えでございます。

私からの報告は以上でございます。

(佐々木教育長) 非常に残念な報告になってしまい、私としても本当に遺憾の極みというところでございます。委員の皆様方にもご心配などをおかけいたしましたこと申し訳ございません。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

(門馬委員) 現在、カウンセラーを出勤させていないということでしたが、業務上の支障は起きていないのでしょうか。それとも、後任のカウンセラーはもう採用したのでしょうか。

(鈴木課長) 6月に後任者を探しまして、7月から新たなカウンセラーを配置しておりますので、業務に支障は起きておりません。

(門馬委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他にご質問ございませんか。

(松尾委員) 本人に同様の行為がないかを確認されたということでしたが、カウンセリングを受けた方々から何か申し出がありましたか。それから、本人のカウンセリングを受けた対象者の方は、どれぐらいいらっしやったのでしょうか。

(鈴木課長) まず、直近の本年6月の状況で申し上げますと、カウンセリング件数は4件、関わっていたケースとしては3件でございます。

具体的にどのような対象であったかということ申し上げますと、1人が小学生の男子児童で小学校5年生のお子さん、二つ目が小学生の男の子と女の子の兄妹とお母さんを親子面談という形で面談していたケース、もう1件が小学校のお子さんのお母さんと学校において面談をしていたケースが対象の方々でございます。

その中で、カウンセリングの環境・場所については、教育支援課の事務室内にある相談室でした。こちらの相談室は、我々の管理下なのですぐに声が聞こえるような状況で、今回のような対象の部分のことを考えた場合に、そのような行為ができるような環境ではございません。

併せて、この報道後、何かそのような行為をされた等、あるいは、カウンセリングを受けてそのようなことで心理的なショックを受けましたというお話は、今のところございません。長い期間カウンセリングを行っていた方でございますから、そのようなことがあれば、我々としましては、その方の心のケアということを最大限対処していこうと考えております。

ただ今のご質問の部分の現状としては、以上でございます。

(松尾委員) 専門的な見地の中で、こういう報道があった時の対応として、こち

らから確認をしたほうが良いのか、待っていたほうが良いのか、いろいろあると思いますので、そこについては適切にお願いできればというところと、ただ、環境として基本的にそのカウンセリングをされている環境が今回の事件があったような場所と大分違うというところについては、お聞きをして少し安心をしたところでもあります。

(佐々木教育長) 他にございませんか。

(門馬委員) 幸いなことに、過去にそういう話はなかったのですね。

(鈴木課長) はい。過去にそのような話はございません。カウンセラーという仕事はある意味、傷ついた方を助ける仕事ということで考えますと、一緒に働いていたものとしては非常に残念でありますし、今後、本人がどのような形で罪を償うのかという部分は、気にかけているところでございます。

(佐々木教育長) 他にご質問等ございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長) 質問等がないようですので、報告事項②を了解ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、報告事項②を了解しました。

以上で、日程第5 報告事項を終了します。

日程第6 その他

(佐々木教育長) 次に、日程第6 その他を議題といたします。教育委員の皆さんから何かございますか。

(根本委員) 夏休み明けに児童生徒が不登校になりやすいという傾向があると新聞報道されていますが、市内小中学生の傾向について教えてください。

(高橋次長) 昨日、厚田学園にて定例教頭会議がありました。会議の中で、各学校の夏休み以降の状況の説明がありました。登校渋りと言いまして、不登校までは落ちてはいませんが、欠席が続くという報告が4校からありました。

根本委員がおっしゃる通り、この夏休み明けは子どもたちが学校再開というスタートラインに着き、意欲的になっているという反面、統計的にも登校渋り、それから不登校の児童生徒が出やすい月でもあります。

また、以前は5月と言われていましたが、最近では9月に自殺者の増加ということがありまして、学校現場においても非常に危惧している点であります。登校渋りにおきましても、自殺という案件につきましても、必ずその現象が起こる前にサインが出されます。そのサインを的確に把握するということが、その事案が発生した時には、初期対応を迅速かつ的確に行うということが、極めて重要であります。1日置くことによって、ケースによっては取り返しのつかないような事態に発展することもあります。この位はいいのではとスルーするという意識ではなく、これはもしかしたら重大なサインなのではという捉え方が極めて重要であると思います。最初にそのような相談を受けたり、サインを察知したりするのは、担任になるのではと考えます。担任1人では、対応が難しかったり、不安だったりしますので、必ず教頭のほうに報告があると思います。昨日の教頭会議では、担任から報告を受けた時に、先ほど申し上げたように教頭がアンテナを高くして、もしかしたらという気持ちで対応に当たることが、8月・9月の様々な事案に対応する上では重要とお話をさせていただいたところです。

(根本委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他に委員の皆さんからございませんか。

【委員なし】

(佐々木教育長) 事務局からありますか。

(蛭谷部長) ありません。

(佐々木教育長) それでは、その他については了解ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、その他については了解いたしました。
以上で、日程第6 その他を終了します。

日程第7 次回定例会の開催日程

(佐々木教育長) 次に、日程第7 次回会議の開催日程を議題とします。次回は、9月27日火曜日13時30分からを予定しておりますので、よろしくお願いたします。

閉会宣言

(佐々木教育長) 以上をもって、8月定例会の案件は全て終了いたしました。これもちまして、令和4年度教育委員会会議8月定例会を閉会いたします。

閉会14時13分

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和4年10月25日

教育長 佐々木 隆哉

署名委員 坪田 清美